

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	朝倉市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1456472341148/index.html

執行機関名 朝倉市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	朝倉市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年朝倉市条例133号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年朝倉市条例第27号)別表第1 第2の項 朝倉市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年朝倉市条例第133号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	朝倉市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年朝倉市条例第133号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子どもの医療費の一部</u> をその保護者に支給することにより、その <u>疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		朝倉市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年朝倉市条例第133号) 朝倉市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年朝倉市規則第80号)